

様式第9号

令和6年3月31日

令和5年度政務活動費収支報告書

(あて先) 宇都宮市議会議長

会派の名称 日本共産党 宇都宮市議員団

代表者の役職名・氏名 団長 福田 久美子

令和5年度政務活動費の収支について、宇都宮市議会政務活動費の交付等に関する条例第8条の規定により、次のとおり報告します。

1 収 入

科 目	金 額	摘 要
政 務 活 動 費	3,300,000円	
預 金 利 子	9円	
合 計	3,300,009円	

2 支 出

科 目	金 額	摘 要
研 究 研 修 費	488,245円	
調 査 活 動 費	0円	
資 料 作 成 費	0円	
資 料 購 入 費	87,949円	
広 報 広 聴 費	1,736,636円	
人 件 費	0円	
事 務 費	849,825円	
その他の経費	0円	
合 計	3,162,655円	

3 残 額 137,354円

政務活動費収入支出記入簿(令和5年度)

(No. 1)

月	日	科目名	支出内容	支出先	受 入	支 払	残 高
5	15	政務活動費(受入)			1,500,000		1,500,000
5	15	研究研修費	第49回「議員の学校」オンライン講座受講料(原・小室)	特定非営利活動法人多摩住民自治研究所		18,330	1,481,670
5	15	資料購入費	「国保新聞」2023・5月号～2024・3月号	社団法人 国民健康保険中央会		5,005	1,476,665
5	15	資料購入費	「保育情報」2023・5月号～2024・3月号	全国保育団体連絡会		7,810	1,468,855
5	15	事務費	5月分コピー機リース代	SMTパナ		15,444	1,453,411
5	15	事務費	5月分インターネット使用料	宇都宮ケーブルテレビ		4,048	1,449,363
							1,449,363
5	15	資料購入費	記念講演資料代	栃木県の学校給食を考える会		300	1,449,063
5	15	資料購入費	「有機給食スタートブック」	特定非営利活動法人民間稲作研究所		1,980	1,447,083
5	16	研究研修費	岡山行政視察 参加費3人分	(有)勤労者レクリエーション協会		35,550	1,411,533
5	16	事務費	PC包括保守サービス2023・5月～2024・3月	関東マルワ産業(株)		72,820	1,338,713
5	22	事務費	タブレットカバー3人分	ウェルネット(株)		3,859	1,334,854
							1,334,854
							1,334,854
6	7	研究研修費	会費3人分2023.5月～2024.3月	とちぎ地域・自治研究所		38,060	1,296,794
6	12	事務費	5月分FAX使用料	東日本通信電話(株)埼玉事業部		2,801	1,293,993
6	12	事務費	6月分インターネット使用料	宇都宮ケーブルテレビ		4,048	1,289,945
6	23	事務費	5月分コピー機カウンター保守料	キャノンマーケティングジャパン(株)		15,389	1,274,556
6	27	事務費	印鑑・スタンプ台・スタンプ・指サック・フラットファイル・iPadProガラスフィルム	(株)清和ビジネス		25,956	1,248,600
6	28	資料購入費	「トイレがつくるユニバーサルなまち」	イマジン出版株式会社		1,420	1,247,180
7	3	事務費	6月・7月分コピー機リース代	SMTパナ		52,360	1,194,820
7	10	事務費	6月分FAX使用料	東日本通信電話(株)埼玉事業部		2,960	1,191,860

月	日	科目名	支出内容	支出先	受 入	支 払	残 高
7	10	事務費	7月分インターネット使用料	宇都宮ケーブルテレビ		4,048	1,187,812
7	12	広報広聴費	議会報告「ほっとらいん87号」折込代	(株)栃木オリコミ・センター		175,252	1,012,560
7	12	広報広聴費	議会報告「ほっとらいん87号」印刷代	晃南印刷(株)		293,920	718,640
7	22	研究研修費	行政視察(岡山市)3人分	行政視察 旅費・宿泊費3人分		191,160	527,480
7	23	資料購入費	「保育・教育のDXが子育て・学校、地方自治を変える」	(株)自治体研究社		1,100	526,380
7	23	資料購入費	「デジタル改革とマイナンバー制度」	(株)自治体研究社		900	525,480
7	23	資料購入費	「子どものための保育制度改革」	(株)自治体研究社		1,300	524,180
7	23	資料購入費	「DVDマイナンバーカード普及の新段階 稲葉一将」	(株)自治体研究社		3,000	521,180
7	23	資料購入費	「公民館はだれのもの 1」	(株)自治体研究社		1,900	519,280
7	23	資料購入費	「Dr.本田の社会保障切り捨て日本への処方せん【三訂版】」	(株)自治体研究社		1,300	517,980
7	23	資料購入費	「地域が抱える“生きづらさ”にどう向き合うかー山陰における福祉課題の解決とその実践ー」	しまね地域自治研究所		1,000	516,980
7	24	事務費	6月分コピー機カウンター保守料	キャノンマーケティングジャパン(株)		15,133	501,847
7	27	資料購入費	下野新聞 2023年5月分	田口新聞店		1,130	500,717
7	27	資料購入費	下野新聞 2023年6月分	田口新聞店		3,350	497,367
7	27	資料購入費	下野新聞 2023年7月分	田口新聞店		3,350	494,017
8	3	事務費	8月分コピー機リース代	SMTパナ		26,180	467,837
8	8	研究研修費	「議員の学校スペシャル! 2023夏」参加費(原)	特定非営利活動法人多摩住民自治研究所		20,330	447,507
8	8	研究研修費	「議員の学校スペシャル! 2023夏」参加費(小室)	特定非営利活動法人多摩住民自治研究所		20,330	427,177
8	10	事務費	7月分FAX使用料	東日本通信電話(株)埼玉事業部		2,907	424,270
8	10	事務費	8月分インターネット使用料	宇都宮ケーブルテレビ		4,048	420,222
							420,222
8	21	預金利子(受入)			4		420,226

月	日	科目名	支出内容	支出先	受 入	支 払	残 高
8	22	資料購入費	「商工新聞」2023・5月分 ～2024・3月分	宇都宮民主商工会		5,500	414,726
8	23	事務費	7月分コピー機カウン ター保守料	キャノンマーケティング ジャパン(株)		13,083	401,643
8	28	資料購入費	下野新聞 2023年8月分	田口新聞店		3,350	398,293
9	4	事務費	9月分コピー機リース代	SMTパナ		26,180	372,113
9	11	事務費	8月分FAX使用料	東日本通信電話(株)埼 玉事業部		3,074	369,039
9	11	事務費	9月分インターネット使用 料	宇都宮ケーブルテレビ		4,048	364,991
9	14	資料購入費	・令和4年度第4回指定管 理者選定委員会の会議資 料及び会議録(令和4年度 は子どもの家の指定管理 者制度に関する部分に限 る。)・令和5年度第3回指 定管理者選定委員会の会 議資料及び会議録・令和 5年度指定管理者選定事 務スケジュール(令和5年4 月13日に指定管理者選定 委員会事務局から庁内に 周知したもの)・令和4年 度第4回指定管理者選定 委員会環境・都市整備・教 育部会の会議資料及び会 議録・令和4年度第5回指 定管理者選定委員会環 境・都市整備・教育部会の 会議資料及び会議録・令 和5年度第2回指定管理者 選定選定委員会環境・都 市整備・教育部会の会議 資料及び会議録・令和5 年度第3回指定管理者選 定委員会環境・都市整備・ 教育部会の会議資料及び 会議録、情報公開請求に 係る手数料			1,020	363,971
9	19	事務費	・養生テープ・仕切り版 ・タックインデックス・シ ステムキーブックエンド	株式会社シモジマ宇都 宮店		6,754	357,217
9	25	事務費	8月分コピー機カウン ター保守料	キャノンマーケティング ジャパン(株)		9,795	347,422
9	27	資料購入費	下野新聞2023年9月分	田口新聞店		3,350	344,072
9	29	事務費	・クリアホルダー・強粘着 ふせん・マッキー・つ ぶりひも・ポイントメモ 付箋紙	関東マルワ産業(株)		3,317	340,755
10	3	事務費	10月分コピー機リース代	SMTパナ		26,180	314,575
10	10	事務費	9月分FAX使用料	東日本通信電話(株)埼 玉事業部		2,860	311,715

月	日	科目名	支出内容	支出先	受 入	支 払	残 高
10	10	事務費	10月分インターネット使用料	宇都宮ケーブルテレビ		4,048	307,667
10	13	政務活動費(受入)			1,800,000		2,107,667
10	17	広報広聴費	議会報告「ほっとらいん88号」折込代	(株)栃木オリコミ・センター		168,234	1,939,433
10	18	研究研修費	「第50回議員の学校」参加費(福田)	特定非営利活動法人多摩住民自治研究所		25,550	1,913,883
10	23	事務費	9月分コピー機カウンター保守料	キャノンマーケティングジャパン(株)		16,914	1,896,969
10	27	資料購入費	下野新聞2023年10月分	田口新聞店		3,900	1,893,069
11	1	事務費	ノートパソコン1台 PC設置・設定費用 データ移行費用	関東マルワ産業(株)		196,130	1,696,939
11	6	事務費	11月分コピー機リース代	SMTパナ		26,180	1,670,759
11	10	広報広聴費	議会報告「ほっとらいん88号」折込代	(株)真岡新聞社		53,130	1,617,629
11	10	事務費	10月分FAX使用料	東日本通信電話(株)埼玉事業部		2,948	1,614,681
11	10	事務費	11月分インターネット使用料	宇都宮ケーブルテレビ		4,048	1,610,633
11	20	広報広聴費	議会報告「ほっとらいん88号」印刷代	晃南印刷(株)		346,830	1,263,803
11	24	事務費	コピー機カウンター保守料(10月分)	キャノンマーケティングジャパン(株)		9,808	1,253,995
11	27	資料購入費	下野新聞2023年11月分	田口新聞店		3,900	1,250,095
12	4	事務費	12月分コピー機リース代	SMTパナ		26,180	1,223,915
12	11	事務費	11月分FAX使用料	東日本通信電話(株)埼玉事業部		2,919	1,220,996
12	11	事務費	12月分インターネット使用料	宇都宮ケーブルテレビ		4,048	1,216,948
12	25	事務費	コピー機カウンター保守料(11月分)	キャノンマーケティングジャパン(株)		6,820	1,210,128
12	25	資料購入費	全国生活と健康を守る会新聞2023年5月～2024年3月	宇都宮生活と健康を守る会		3,300	1,206,828
12	27	資料購入費	下野新聞2023年12月分	田口新聞店		3,900	1,202,928
1	4	事務費	1月分コピー機リース代	SMTパナ		26,180	1,176,748
1	9	広報広聴費	議会報告「ほっとらいん89号」印刷代	晃南印刷(株)		251,130	925,618
1	9	研究研修費	第51回「議員の学校」参加費(小室)	特定非営利活動法人多摩住民自治研究所		30,050	895,568

月	日	科目名	支出内容	支出先	受 入	支 払	残 高
1	9	研究研修費	地方議員政策セミナー参加費(原)	(株)自治体研究社		22,550	873,018
1	10	事務費	12月分FAX使用料	東日本通信電話(株)埼玉事業部		2,840	870,178
1	10	事務費	1月分インターネット使用料	宇都宮ケーブルテレビ		4,048	866,130
1	11	広報広聴費	議会報告「ほっとらいん89号」折込代	(株)栃木オリコミ・センター		150,810	715,320
1	11	事務費	封筒・コピー用紙	関東マルワ産業(株)		29,280	686,040
1	12	研究研修費	「よくわかる財政分析基礎講座」参加費・テキスト代(福田)	特定非営利活動法人多摩住民自治研究所		28,410	657,630
1	16	資料購入費	『マイナンバーカードの「利活用」と自治』	(株)自治体研究社		2,342	655,288
1	18	資料購入費	『保育白書2023』	(有)ちいさいなかま社		3,562	651,726
1	19	研究研修費	「よくわかる財政分析基礎講座」交通費・宿泊費(1名分)	研修費用(1名分)		18,700	633,026
1	23	事務費	コピー機カウンター保守料(12月分)	キャノンマーケティングジャパン(株)		16,058	616,968
1	29	研究研修費	「地方議員政策セミナー」交通費・宿泊費(1名分)	研修費用(1名分)		17,040	599,928
1	29	資料購入費	下野新聞2024年1月分	田口新聞店		3,900	596,028
1	29	資料購入費	『自治体財政を診断する』	(株)自治体研究社		1,870	594,158
2	5	事務費	2月分コピー機・リース代	SMTパナ		26,180	567,978
2	5	研究研修費	「第51回議員の学校」交通費・宿泊費(1名分)	研修費用(1名分)		17,825	550,153
2	13	事務費	1月分FAX使用料	東日本通信電話(株)埼玉事業部		3,060	547,093
2	13	事務費	2月分インターネット使用料	宇都宮ケーブルテレビ		4,048	543,045
2	16	資料購入費	令和3・4年度子どもの家実施調査 調査票	宇都宮市行政経営部行政経営課		2,440	540,605
2	19	預金利子(受入)			5		540,610
2	21	資料購入費	『現行自治六法』	第一法規(株)		2,970	537,640
2	26	事務費	コピー機カウンター保守料(1月分)	キャノンマーケティングジャパン(株)		14,987	522,653
2	27	資料購入費	下野新聞2024年2月分	田口新聞店		3,900	518,753
2	29	研究研修費	予算検討会会場使用料	地区市民センター		4,360	514,393

月	日	科目名	支出内容	支出先	受 入	支 払	残 高
3	4	事務費	3月分コピー機・リース代	SMTパナ		26,180	488,213
3	11	事務費	2月分FAX使用料	東日本通信電話(株)埼玉事業部		2,869	485,344
3	11	事務費	3月分インターネット使用料	宇都宮ケーブルテレビ		4,048	481,296
3	21	事務費	コピー用紙(A4)・クリアフォルダー・フラットファイル	関東マルワ産業(株)		5,259	476,037
3	25	事務費	コピー機カウンター保守料(2月分)	キャノンマーケティングジャパン(株)		16,275	459,762
3	27	資料購入費	下野新聞2024年3月分	田口新聞店		3,900	455,862
3	28	広報広聴費	議会報告「ほっとらいん90号」印刷代	晃南印刷(株)		297,330	158,532
3	31	事務費	3月分FAX使用料	東日本通信電話(株)埼玉事業部		2,801	155,731
							155,731
3	31	事務費	コピー機カウンター保守料(3月分)	キャノンマーケティングジャパン(株)		18,377	137,354
							137,354
							137,354
							137,354
							137,354
							137,354
							137,354
							137,354
							137,354
							137,354
							137,354
							137,354
							137,354
							137,354
							137,354
							137,354
							137,354

様式第11号

政務活動費科目別明細書(令和5年度)

【①:研究研修費】

(5月分: | ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	5	15	受講料	第49回「議員の学校」オンライン講座受講料 (原・小室)	特定非営利活動法人 多摩住民自治研究所	18,330	5/1 振込分 振込手数料330円 を含む 5/14実施
2	5	16	参加費	岡山行政視察 参加費 3人分	旬勤労者レクリエーショ ン協会	35,550	振込手数料550円 を含む 行政視察 は7/22~24
◎ 合 計						53,880	

様式第11号

政務活動費科目別明細書(令和5年度)

【①:研究研修費】

(6月分: | ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	6	7	会費	会費3人分2023.5月～ 2024.3月	とちぎ地域・自治研究 所	38,060	振込手数料110円 を含む
	◎		合 計			38,060	

様式第11号

政務活動費科目別明細書(令和5年度)

【①: 研究研修費】

(7月分: | ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	7	22	行政視察	行政視察(岡山市)3人分	行政視察 旅費・宿泊費3人分	191,160	
	◎		合 計			191,160	

様式第11号

政務活動費科目別明細書(令和5年度)

【①:研究研修費】

(8月分: ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	8	8	受講料	「議員の学校スペシャル! 2023夏」参加費 (原)	特定非営利活動法人 多摩住民自治研究所	20,330	振込手数料330円 を含む 8/19実施
2	8	8	受講料	「議員の学校スペシャル! 2023夏」参加費(小 室)	特定非営利活動法人 多摩住民自治研究所	20,330	振込手数料330円 を含む 8/18実施
	◎		合 計			40,660	

様式第11号

政務活動費科目別明細書(令和5年度)

【①: 研究研修費】

(10月分: 1 ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	10	18	受講料	「第50回議員の学校」 参加費(福田)	特定非営利活動法人 多摩住民自治研究所	25,550	振込手数料550円 を含む10/30・31実 施
	◎		合 計			25,550	

様式第11号

政務活動費科目別明細書(令和5年度)

【①:研究研修費】

(1月分: 1 ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	1	9	受講料	第51回「議員の学校」 参加費(小室)	特定非営利活動法人 多摩住民自治研究所	30,050	振込手数料550円 を含む 2/5・6実 施
2	1	9	受講料	地方議員政策セミナー 参加費(原)	(株)自治体研究社	22,550	振込手数料550円 を含む1/29・30実 施
3	1	12	受講料	「よくわかる財政分析基 礎講座」参加費・テキス ト代(福田)	特定非営利活動法人 多摩住民自治研究所	28,410	振込手数料550円 を含む1/19・20実 施
4	1	19	交通費・宿泊費	「よくわかる財政分析基 礎講座」交通費・宿泊 費(1名分)	研修費用(1名分)	18,700	
5	1	29	交通費・宿泊費	「地方議員政策セミ ナー」交通費・宿泊費(1 名分)	研修費用(1名分)	17,040	
	◎		合 計			116,750	

様式第11号

政務活動費科目別明細書(令和5年度)

【①: 研究研修費】

(2月分: 1 ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	2	5	交通費・宿泊費	「第51回議員の学校」 交通費・宿泊費(1名分)	研修費用(1名分)	17,825	
2	2	29	会場費	予算検討会会場使用 料	地区市民センター	4,360	3/2・3実施
	◎		合 計			22,185	

様式第11号

政務活動費科目別明細書(令和5年度)

【④: 資料購入費】

(5月分: 1 ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	5	15	購読料	「国保新聞」2023・5月号～ 2024・3月号	社団法人 国民健康保 険中央会	5,005	5/2 振込分 振込手数料 330円を含む
2	5	15	購読料	「保育情報」2023・5月号～ 2024・3月号	全国保育団体連絡会	7,810	5/8 振込分 振込手数料 110円を含む
3	5	15	資料代	記念講演資料代	栃木県の学校給食を 考える会	300	
4	5	15	書籍代	「有機給食スタートブック」	特定非営利活動法人 民間稲作研究所	1,980	
◎ 合 計						15,095	

様式第11号

政務活動費科目別明細書(令和5年度)

【④:資料購入費】

(6月分: 1 ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	6	28	書籍代	「トイレがつくるユニ バーサルなまち」	イマジン出版株式会社	1,420	振込手数料 100円を含む
	◎		合 計			1,420	

様式第11号

政務活動費科目別明細書(令和5年度)

【④: 資料購入費】

(7月分: 1 ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	7	23	書籍代	「保育・教育のDXが子育て・学校、地方自治を変える」	(株)自治体研究社	1,100	
2	7	23	書籍代	「デジタル改革とマイナンバー制度」	(株)自治体研究社	900	
3	7	23	書籍代	「子どものための保育制度改革」	(株)自治体研究社	1,300	
4	7	23	書籍代	「DVDマイナンバーカード普及の新段階 稲葉一将」	(株)自治体研究社	3,000	
5	7	23	書籍代	「公民館はだれのもの 1」	(株)自治体研究社	1,900	
6	7	23	書籍代	「Dr.本田の社会保障切り捨て日本への処方せん【三訂版】」	(株)自治体研究社	1,300	
7	7	23	書籍代	「地域が抱える“生きづらさ”にどう向き合うかー山陰における福祉課題の解決とその実践ー」	しまね地域自治研究所	1,000	
8	7	27	購読料	下野新聞 2023年5月分	田口新聞店	1,130	
9	7	27	購読料	下野新聞 2023年6月分	田口新聞店	3,350	
10	7	27	購読料	下野新聞 2023年7月分	田口新聞店	3,350	
◎ 合 計						18,330	

【④:資料購入費】

(8月分: 1 ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	8	22	購読料	「商工新聞」2023・5月分～ 2024・3月分	宇都宮民主商工会	5,500	
2	8	28	購読料	下野新聞 2023年8月分	田口新聞店	3,350	
	◎		合 計			8,850	

様式第11号

政務活動費科目別明細書(令和5年度)

【④: 資料購入費】

(9月分: 1 ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	9	14	行政情報写し交付料	・令和4年度第4回指定管理者選定委員会の会議資料及び会議録(令和4年度は子どもの家の指定管理者制度に関する部分に限る。)・令和5年度第3回指定管理者選定委員会の会議資料及び会議録・令和5年度指定管理者選定事務スケジュール(令和5年4月13日に指定管理者選定委員会事務局から庁内に周知したもの)・令和4年度第4回指定管理者選定委員会環境・都市整備・教育部会の会議資料及び会議録・令和4年度第5回指定管理者選定委員会環境・都市整備・教育部会の会議資料及び会議録・令和5年度第2回指定管理者選定選定委員会環境・都市整備・教育部会の会議資料及び会議録・令和5年度第3回指定管理者選定委員会環境・都市整備・教育部会の会議資料及び会議録、情報公開請求に係る手数料		1,020	
2	9	27	購読料	下野新聞2023年9月分	田口新聞店	3,350	
◎ 合 計						4,370	

様式第11号

政務活動費科目別明細書(令和5年度)

【④:資料購入費】 (10月分: 1 ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	10	27	購読料	下野新聞2023年10月分	田口新聞店	3,900	
	◎		合 計			3,900	

様式第11号

政務活動費科目別明細書(令和5年度)

【④:資料購入費】

(11月分: 1 ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	11	27	購読料	下野新聞2023年11月分	田口新聞店	3,900	
-	◎		合 計			3,900	

様式第11号

政務活動費科目別明細書(令和5年度)

【④:資料購入費】

(12月分: | ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	12	25	購読料	全国生活と健康を守る 会新聞2023年5月～ 2024年3月	宇都宮生活と健康を守る 会	3,300	
2	12	27	購読料	下野新聞2023年12月 分	田口新聞店	3,900	
	◎		合 計			7,200	

様式第11号

政務活動費科目別明細書(令和5年度)

【④:資料購入費】

(1月分: | ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	1	16	書籍代	『マイナンバーカードの 「利活用」と自治』	(株)自治体研究社	2,342	振込手数料 262円を含む
2	1	18	書籍代	『保育白書2023』	(有)ちいさいなかま社	3,562	振込手数料 262円を含む
3	1	29	購読料	下野新聞2024年1月分	田口新聞店	3,900	
4	1	29	書籍代	『自治体財政を診断す る』	(株)自治体研究社	1,870	
◎ 合 計						11,674	

様式第11号

政務活動費科目別明細書(令和5年度)

【④:資料購入費】

(2月分: 1 ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	2	16	行政情報写し交付料	令和3・4年度子どもの家実施 調査 調査票	宇都宮市行政経営部行政 経営課	2,440	
2	2	21	書籍代	『現行自治六法』	第一法規㈱	2,970	
3	2	27	書籍代	下野新聞2024年2月分	田口新聞店	3,900	
◎ 合 計						9,310	

様式第11号

政務活動費科目別明細書(令和5年度)

【④:資料購入費】 (3月分: 1 ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	3	27	購読料	下野新聞2024年3月分	田口新聞店	3,900	
	◎		合 計			3,900	

様式第11号

政務活動費科目別明細書(令和5年度)

【⑤: 広報広聴費】

(7月分: 1 ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	7	12	折込代	議会報告「ほっとらいん 87号」折込代	(株)栃木オリコミ・セ ンター	175,252	振込手数料220円を含む
2	7	12	印刷代	議会報告「ほっとらいん 87号」印刷代	晃南印刷(株)	293,920	振込手数料220円を含む
	◎		合 計			469,172	

様式第11号

政務活動費科目別明細書(令和5年度)

【⑤: 広報広聴費】

(10月分: 1 ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	10	17	折込代	議会報告「ほっとらいん 88号」折込代	(株)栃木オリコミ・セ ンター	168,234	振込手数料330円を含む
	◎		合 計			168,234	

様式第11号

政務活動費科目別明細書(令和5年度)

【⑤: 広報広聴費】

(11月分: 1 ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	11	10	折込代	議会報告「ほっとらいん 88号」折込代	(株)真岡新聞社	53,130	振込手数料330円を含む
2	11	20	印刷代	議会報告「ほっとらいん 88号」印刷代	晃南印刷(株)	346,830	振込手数料330円を含む
	◎		合 計			399,960	

様式第11号

政務活動費科目別明細書(令和5年度)

【⑤: 広報広聴費】

(1月分: (ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	1	9	印刷代	議会報告「ほっとらいん 89号」印刷代	晃南印刷(株)	251,130	振込手数料330円を含む
2	1	11	折込代	議会報告「ほっとらいん 89号」折込代	(株)栃木オリコミ・セ ンター	150,810	振込手数料330円を含む
	◎		合 計			401,940	

様式第11号

政務活動費科目別明細書(令和5年度)

【⑤: 広報広聴費】

(3月分: (ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	3	28	折込代	議会報告「ほっとらいん 90号」印刷代	晃南印刷(株)	297,330	振込手数料330円を含む
	◎		合 計			297,330	

様式第11号

政務調査費科目別明細書(令和5年度)

【⑦:事務費】

(5月分: / ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	5	15	リース代	5月分コピー機リース代	SMTパナ	15,444	5/8 引落し
2	5	15	通信費	5月分インターネット使用料	宇都宮ケーブルテレビ	4,048	5/10 引落し
3	5	16	保守料	PC包括保守サービス 2023・5月～2024・3月	関東マルワ産業(株)	72,820	振込手数料 220円を含む
4	5	22	消耗品費	タブレットカバー3人分	ウェルネット(株)	3,859	
合 計						96,171	

様式第11号

政務調査費科目別明細書(令和5年度)

【⑦:事務費】

(6月分: 1 ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	6	12	通信費	5月分FAX使用料	東日本通信電話(株)埼玉事業部	2,801	
2	6	12	通信費	6月分インターネット使用料	宇都宮ケーブルテレビ	4,048	
3	6	23	保守料	5月分コピー機カウンター保守料	キャノンマーケティングジャパン(株)	15,389	
4	6	27	消耗品費	印鑑・スタンプ台・スタンプ・指サック・フラットファイler・iPadProガラスフィルム	(株)清和ビジネス	25,956	
	合計					48,194	

様式第11号

政務調査費科目別明細書(令和5年度)

【⑦:事務費】

(7月分: 1 ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	7	3	リース代	6月・7月分コピー機リース代	SMTパナ	52,360	
2	7	10	通信費	6月分FAX使用料	東日本通信電話(株)埼玉事業部	2,960	
3	7	10	通信費	7月分インターネット使用料	宇都宮ケーブルテレビ	4,048	
4	7	24	保守料	6月分コピー機カウンター保守料	キャノンマーケティングジャパン(株)	15,133	
合計						74,501	

様式第11号

政務調査費科目別明細書(令和5年度)

【⑦:事務費】

(8月分: 1 ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	8	3	リース代	8月分コピー機リース代	SMTパナ	26,180	
2	8	10	通信費	7月分FAX使用料	東日本通信電話㈱埼玉事業部	2,907	
3	8	10	通信費	8月分インターネット使用料	宇都宮ケーブルテレビ	4,048	
4	8	23	保守料	7月分コピー機カウン ター保守料	キャノンマーケティングジャパン(株)	13,083	
	合計					46,218	

様式第11号

政務調査費科目別明細書(令和5年度)

【⑦:事務費】

(9月分: 1 ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	9	4	リース代	9月分コピー機リース代	SMTパナ	26,180	
2	9	11	通信費	8月分FAX使用料	東日本通信電話㈱埼玉事業部	3,074	
3	9	11	通信費	9月分インターネット使用料	宇都宮ケーブルテレビ	4,048	
4	9	19	消耗品費	・養生テープ ・仕切り版 ・ タックインデックス ・システム キーブックエンド	株式会社シモジマ宇都宮店	6,754	
5	9	25	保守料	8月分コピー機カウン ター保守料	キャノンマーケティングジャパン(株)	9,795	
6	9	29	消耗品費	・クリアホルダー・強粘 着ふせん ・マッキー ・ つづりひも ・ポイントメ モ付箋紙	関東マルワ産業(株)	3,317	
	合計					53,168	

様式第11号

政務調査費科目別明細書(令和5年度)

【⑦:事務費】

(10月分:1 ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	10	3	リース代	10月分コピー機リース代	SMTパナ	26,180	
2	10	10	通信費	9月分FAX使用料	東日本通信電話(株)埼玉事業部	2,860	
3	10	10	通信費	10月分インターネット使用料	宇都宮ケーブルテレビ	4,048	
4	10	23	保守料	9月分コピー機カウンター保守料	キャノンマーケティングジャパン(株)	16,914	
			合計			50,002	

様式第11号

政務調査費科目別明細書(令和5年度)

【⑦:事務費】

(11月分: 1 ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	11	1	消耗品費	ノートパソコン1台 PC設置・ 設定費用 データ移行費用	関東マルワ産業㈱	196,130	振込手数料 330円を含む
2	11	6	リース代	11月分コピー機リース代	SMTパナ	26,180	
3	11	10	通信費	10月分FAX使用料	東日本通信電話㈱埼玉事業部	2,948	
4	11	10	通信費	11月分インターネット使用料	宇都宮ケーブルテレビ	4,048	
5	11	24	保守料	コピー機カウンター保守料 (10月分)	キャノンマーケティングジャパン㈱	9,808	
	合計					239,114	

様式第11号

政務調査費科目別明細書(令和5年度)

【⑦:事務費】

(12月分: 1 ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	12	4	リース代	12月分コピー機リース代	SMTパナ	26,180	
2	12	11	通信費	11月分FAX使用料	東日本通信電話埼玉事業部	2,919	
3	12	11	通信費	12月分インターネット使用料	宇都宮ケーブルテレビ	4,048	
4	12	25	保守料	コピー機カウンター保守料 (11月分)	キャノンマーケティングジャパン(株)	6,820	
			合計			39,967	

様式第11号

政務調査費科目別明細書(令和5年度)

【⑦:事務費】

(1月分: 1 ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	1	4	リース代	1月分コピー機リース代	SMTパナ	26,180	
2	1	10	通信費	12月分FAX使用料	東日本通信電話(株)埼玉事業部	2,840	
3	1	10	通信費	1月分インターネット使用料	宇都宮ケーブルテレビ	4,048	
4	1	11	消耗品費	封筒・コピー用紙	関東マルワ産業(株)	29,280	振込手数料 330円を含む
5	1	23	保守料	コピー機カウンター保守料 (12月分)	キャノンマーケティングジャパン(株)	16,058	
	合計					78,406	

様式第11号

政務調査費科目別明細書(令和5年度)

【⑦:事務費】

(2月分: 1 ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	2	5	リース代	2月分コピー機・リース代	SMTパナ	26,180	
2	2	13	通信費	1月分FAX使用料	東日本通信電話㈱埼玉事業部	3,060	
3	2	13	通信費	2月分インターネット使用料	宇都宮ケーブルテレビ	4,048	
4	2	26	保守料	コピー機カウンター保守料 (1月分)	キャノンマーケティングジャパン㈱	14,987	
合計						48,275	

様式第11号

政務調査費科目別明細書(令和5年度)

【⑦:事務費】

(3月分: 1 ページ)

整理 番号	月	日	費 目	支出内容	支出先	金 額	備 考
1	3	4	リース代	3月分コピー機・リース代	SMTパナ	26,180	
2	3	11	通信費	2月分FAX使用料	東日本通信電話(株)埼玉事業部	2,869	
3	3	11	通信費	3月分インターネット使用料	宇都宮ケーブルテレビ	4,048	
4	3	21	消耗品費	コピー用紙(A4)・クリアフォルダー・フラットファイル	関東マルワ産業(株)	5,259	
5	3	25	保守料	コピー機カウンター保守料(2月分)	キャノンマーケティングジャパン(株)	16,275	
6	3	31	通信費	3月分FAX使用料	東日本通信電話(株)埼玉事業部	2,801	4/10引落し
7	3	31	保守料	コピー機カウンター保守料(3月分)	キャノンマーケティングジャパン(株)	18,377	4/23引落し
	合計					75,809	

政務活動実績報告書

令和 5 年 5 月 16 日 会派名 日本共産党 代表者名 福田久美子 (報告者) 議員氏名 小室かな子 原 ちづる	
実施日	令和5年5月14日
調査地又は 研修会開催地	パルテノン多摩4Fクリエイティブラボ
調査研究項目	地方自治体から平和な国家・社会をつくる「平和の課題」と地方自治
調査研究項目	
1 開催日時 令和5年5月14日 午前9:55から午後16:20 2 開催場所 東京都 パルテノン多摩4Fクリエイティブラブ (ZOOMにて参加) 3 主催者 NPO 法人多摩住民自治研究所 4 講師 地方自治理論・政策の実践的研究社 池上洋道(いけがみひろみち)氏 5 研修会の概要 日本国憲法前文の掲げた「国家三原則」の確認と地方自治体制の意義。 「新たな戦前」と言われる政策が提起され、国民・地方自治体が動員されようとしている。安保法制と地方自治体との関係、基地の所在自治体の確認など、基本資料に向き合いながら学び合う。 6 まとめ 1 日本国憲法前文はイギリスやアメリカ独立・フランス革命の歴史の上に立ち、出来上がった。 日本国憲法を全て行うには、戦争準備や軍事費倍増などではないはずである。 生まれながらに享受している権利を奪おうとするものがあるので、地方自治から憲法を守るために力を尽くす必要がある	

政務活動実績報告書

令和 5 年 6 月 10 日	
会派名 日本共産党 代表者名 福田久美子	
(報告者) 議員氏名 福田久美子 原ちづる 小室かな子	
実 施 日	2023 年 6 月 7 日 (2023 年 5 月～2024 年 3 月まで 月額 1150 円×11 ヶ月×3 名 37,950 円)
調 査 地 又 は 研 修 会 開 催 地	
調 査 研 究 項 目	とちぎ地域・自治研究所 2023 年度会費 福田、原、小室 (23 年 5 月～23 年 3 月分)
調 査 研 究 概 要	
1, 主催者 とちぎ地域・自治研究所 2, 会員としての実績と成果 2023 年度とちぎ・地域自治研究所の活動は、2023 年 5 月 20 日に総会を行い、(1)自主的な調査研究活動(2)県内の地域自治に関する学習・交流及び全国の自治体問題研究所主催の事業への積極的な参加、(3)議員・自治体関係者・住民運動関係者など、会員の要求に応えた事業の企画などの計画を推進することとした。 2023 年度 具体的事業 (1) 調査研究事業として、県と市町の決算データの整理分析、「地域医療懇談会」の開催、 (2) 学習・交流事業 ◎デジタル改革でどうなる教育・地方自治 ◎小中学校統廃合問題・県立高校再編問題 ◎軍事国家つくりと住民の暮らしへの影響 ◎指定管理者に関するアンケート調査の実施 などをテーマに、主催事業、共催事業が多彩に行われた。	

3、まとめ

党市議員団は、会員としてこれらの事業に積極的に参加してきた。近隣自治体や全国の自治体の情報を知るうえで、また、研究者による最新の情報を知る上でも貴重な場となっている。

(参加した、研修会等の実績報告は別途あり)

＊物価高騰の影響による郵送料(月刊「住民と自治」および地域自治研発行の所報)の値上げのため、会費が今年度より値上げ(月額 1,000 円→1,150 円)となった。

政務活動実績報告書

令和6年7月31日	
会派名	日本共産党
代表者名	福田久美子
(報告者) 議員氏名 福田久美子 原ちづる 小室かな子	
実施日	2023年7月22日～24日
調査地又は 研修会開催地	岡山県
調査研究項目	第65回 自治体学校 IN 岡山
調査研究項目	
1. 開催日時 2023年7月22日～24日 2. 開催場所 岡山市立市民文化ホール・岡山市勤労者福祉センター 岡山シティホテル桑田町別館・おかやま西川原プラザ ほか 3. 主催者 第65回自治体学校実行委員会（自治体問題研究所内） 4. 研修テーマ及び講師 【全体会】 7月22日（土） 〈記念講演〉 中山 徹「地方自治と地域 この1年から考える」 〈記念講演〉 岸本聡子「地域の主権を大切に、ムニシパリズムの広がり」 【分科会】 7月23日（日） 分科会3 「住民とともに進める持続可能な地域づくり」 原ちづる議員受講 助言者 関耕平（島根大学教授） 分科会5 「少子化時代における保育所の在り方を考える」 福田久美子議員受講 助言者 中山徹（自治体問題研究所理事長・奈良女子大学教授） 講座11 「自治体政治・行政入門」 小室かな子議員受講 講師 柏原誠（大阪経済大学准教授） 講座12 「自治体財政の仕組みと課題」 小室かな子議員受講	

講師 川瀬憲子（自治体学校長・静岡大学教授）

【全体会】

7月24日（月）

〈特別講演〉「暮らしから考える自治体行政のデジタル化」本多滝夫

〈特別講演〉「地方自治体が直面する課題への挑戦（現場から）」太田昇

7月22日

記念講演 ①「地方自治と地域 この1年から考える」

地域と自治体の再編がどう進もうとしているのか では、どうすればいいのか？

講師 中山徹（奈良女子大学）

（報告者 小室かな子）

2022年12月に安保三文書の改定により敵基地攻撃能力の保有や防衛予算の倍増(対GDP 1%→2%、2023年から2027年までで43兆円)、43兆円を確保するために新たに確保する予算14.6兆円である。

社会保障改革はどうか。

保険料負担の引き上げ、利用料負担の引き上げ、非正規雇用の増大、賃金低下には手をすけず政府の予算措置で対応可能な施策に限定（児童手当、出産一時金）である。異次元の少子化対策では2つの問題がある。1つは若者の展望がなく安心して子育てができないこと、2つ目は財源確保の問題だ。「少子化対策＝財源論」にしていること、新自由主義的な政策には手を付けないのが最大の問題である。非正規化・労働力の流動化に対応した社会保障の確率になるだろう。これでは少子化が解決しない。

新たな成長戦略のデジタル化はどうか

デジタル田園都市国家構想基本方針（2022年6月）、デジタル田園都市国家構想総合戦略（2022年12月）であるが、自治体を総動員して市民生活、地域のデジタル化を進め、医療・福祉など市民生活を支える様々な分野を民間にゆだねるというこの狙いは、民間企業の新たな収入源の確保である。行政≠民間なのであり、行政主導ではなく民間主導になっていくということだ。

国の政策を無批判に受け入れていないだろうか

地域消費の縮小を消費の呼び込みで切り抜けようとする施策や、それを実現するためにインフラ整備、規制緩和、補助金などを利用してはいないか。基地、原発、リニア等を補助金等と引き換えに受け入れる、もしくはそれらに期待して受け入れる自治体が少なくないが、自治体DXや地域医療構想、小中一貫校など市民に大きな影響を及ぼす国の方針を無批判に受け入れる自治体が少なくない。国の施策を無批判に受け入れ、大型開発で地域活性化を目指し公共施設の統廃合・市民向けの予算の削減を進めているような自治体は、市民参加には消極的でバブコメなどの形式的な参加によって施策を進めようとしているのである。

地域から平和、安全が奪われる

防衛費は特殊であり、製造業、公共事業、社会保障などの経済効果とは大きく異なる。戦闘機や訓練で消費するが生産は限られた企業でありアメリカから輸入している。

一方、社会保障の経済効果は非常に大きく、特に雇用を通じた地域経済の活性化になる。防衛費の増額、社会保障費の削減では、地域で循環する資金の減少によって地域経済は縮小

してしまう。日本は賃金が上がらないことに自治体は手を付けず、すぐに大企業に頼ってしまうが、社会保障をあげると人件費が高くなるので雇用効果があがる。つまり子どもを産みやすく安心して育てられる状態が作りやすくなるのだ。

地域の平和・安全はどうか

安保三文書の改訂や台湾有事を想定した自衛隊基地、米軍基地の再編強化、一体化が急速に進んでいる。焦点は沖縄、九州だが全国的に再編が進んでいる。市民生活、まちづくりの大前提は平和が脅かされている。

災害に脆弱な地域と地域環境への負荷が増大

温暖化が進むとどうなるか。水面が 1m 上昇すると日本全国の砂浜 9 割以上が失われる。沿岸部では塩害により農業が出来ず、漁村観光が一変。日本は再生可能エネルギーの宝庫であるにも関わらず取り組みは極めて遅れている。一方でメガソーラーが引き起こす環境破壊、防災問題もある。

国民生活の安定はどうか

国際競争力を強化するために人件費の削減をするため正規雇用の減少、不安定就労の拡大、賃金の低下になる。大手企業と中小企業の格差は広がり、いつまでたっても利益が回ってこないし、中小企業の利益が保証されていない。

合計特殊出生率の目標と実態からみると創生目標 2020 年 1.6 人、2030 年 1.8 だったが実際には 2022 年 1.26 で統計を取り始めてから最低の値になっている。そして地域経済のコンパクト化は郊外の衰退につながる。

社会保障の経済効果は非常に大きく、特に雇用を通じた地域経済の活性化が重要だ。

では、地方政治が変わるときはどんなときか

選挙で投票率が上がるときである。投票率が上がるということは今まで政治、社会に不満を持っていたが、どうしていいかわからない層が投票に行くこと、政治社会を変えたいという票が増えるもしくは、地域を破壊から守りたいという票が増えることである。特に注目なのは女性と若者の投票率の上昇だ。

地域の平和・安全、市民生活の向上、地域経済の活性化を進めるためには国と自治体が両輪になる事が必要だが、国がその立場に立たないのであれば、自治体は国の政策から、地域と市民を守る政策を展開すべきであり、多くの自治体が国の政策に異議を唱えることで世論を動かし国の政策を変えることもできる。それには地域に関心を持ち、地域を良くするために共同で取り組む人が必要である。ではどうすればそのような人をつくることができるかだが、人は実践を通じて成長するため、まちづくりに市民が参加することが重要である。これは自治体にとって最も重要な仕事である。市民が市民運動に関わることで地域に関心を持ち自治能力の高い市民として成長し、その取組を通じて、地域政治の改革が可能となる。

まとめ

地域経済を活性化するには、地域内の生活者の賃金が上がる必要がある。

ケア労働者の賃金を上げることや、教育・福祉の面に予算を割き、人件費を上げ地域経済が回るようにしなければならない。それは一握りの大企業の仕事ではなく、地方自治の仕事である。国の政策で市町村合併などが進められていたが、予算を得るための合併や事業などが市民に背を向けていないかをチェックしなければならない。たとえば、少子化になったため学校統廃合という選択があったとすると、「人数が少なくなったから少人数学級がやりやすくなる」というメリットがある。新たに学校を立て直すことも必要なくなるし、先生の数も減らす必要はないのである。

地方自治は地域住民の生活を守ることが重要である。

安保三文書改定により防衛費予算が43兆円に膨らんだ一方、社会保障が削られ、子育てへの安心はなく、生活が苦しくなっている市民は多い。これを変えるには選挙に投票に行く人を増やすことと、まちづくりに市民が当たり前に参加する状態になるよう手法を尽くしながら、声をすくい上げる必要性を学んだ。

7月23日

講座11 「自治体政治・行政入門「地方自治と民主主義」

講師 柏倉誠（大阪経済大学准教授・政治学・地方自治）

（報告者 小室かな子）

1. わが国の地方自治体の仕組み・地方自治の歴史を理解し、地方自治の存在意義と、民主主義の現状と課題について考える。

今の地方自治を俯瞰して見ることを意識し、地方自治の危機感を共有し活性化させていく。

理論

① 自治体の目的

「住民の福祉の増進を図ることを基本」「地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う」 憲法第15条2項「公務員」=全体の奉仕者

② 憲法と自治

92条

・法律で定める

・「地方自治の本旨」―「団体自治」と「住民自治」

団体自治：地方自治が国から独立した団体にゆだねられ、団体自らの意思と責任の下でなされる（自由主義的・地方分権的要素）→ポイント：自由とは他の権力に屈せず、他の指図を受けずに行うこと

住民自治：住民自治とは地方自治が住民の意思に基づいて行われる（民主主義的要素）

93条

・長と議事機関としての議会 ― 選挙で選ぶ（民主化規定）→議会はなくせない

94条

・財産管理・事務処理・行政執行 ― 「自治行政権」行例の制定「自治立法権」

③ 地方自治の存在意義

・「地方自治は民主主義の最良の学校（ブライス）」～民主主義体側面

・権力集中を防ぐ「地方分権」～自由主義的側面 権力分権 ― 三権分立、任期生、地方自治

・地方の実情にあった「効果的な行政」～効率性・能率性

・基本的人権の具体化・現実化 ～ 教育・医療・福祉・介護・各種インフラ

・政策の「実験場」または「防波堤」「補完」

特区 試しにやってみる→よい→国へ広げる

国の施策が悪ければ、地方・県単位で条例を作って守る（存在意義）

2. 歴史

①明治維新以前 「国民国家」 — 武士の支配～封建制

②大日本帝国憲法下～戦前・戦中

「国民国家」樹立を強く意識した、支配者間の権力移動（上からの革命）

天皇中心の中央集権国家の樹立によって、列強と互していく。

地方制度の導入

戸籍と近代教育～地方の役割→徴兵制と近代国民

自由民権運動への「防波堤」

③戦後 日本国憲法制定

国民主権明記「公務員（＝全体の奉仕者）」概念、地方自治の章

機関委任事務制度・財政統制の継続 →教育委員会任命制 昭和の市町村合併

「革新自治体」住民運動を基盤とした革新系首長を有する自治体

・高度経済成長のひずみ-公害問題 ・貧困と格差－老人医療無料

・共同消費手段の不足問題「ポストの数ほど保育所を」-保育、学校、住宅など

→日本の人口 1/3 以上革新自治体の元で生活

2000年第1次分権改革 機関委任事務廃止、国と地方は「対等」

市町村合併 約 3200→約 1700 4割減少 （政府目標は 1000）

合併した自治体周辺部の衰退問題 災害対応の希薄化

3 地方自治の仕組み

1 自治体の構成要素 区域：権限が及ぶ地理的範囲、住民：区域に住む者（一定の条件で有権者） 法人格とそれを体現する自治体機構

2 自治体の構成—二元代表制

首長側に予算提出権・議案提出権→強首長制と言われてきた

「車の両輪」→「三輪車」市民がハンドルの付いた前輪ではないか

3 執行機関 首長、行政委員会、補助機関・職員機構

3 1) 地方議会の意義 「議会のない民主主義はない」

憲法第93条「議事機関」≠（単なる）「議決機関」

二元代表性のもとで地方議会→ チェックアンドバランス

地方議会・議員に求められる役割

行政の監視（チェック）・市民の多様な意見を調整し行政に反映させる

条例制定・政策立案

2) 地方議会の現状と課題

現状 地方議員数 63140人（H10年末）→32021人（R3年末）

減少要因 市町村合併・低数削減

課題 低下し続ける投票率「半分以上棄権」、より低い「議会選」

民意による選択を経ない「無投票当選」の増加
与党意識、維新モデル 「八百長」「学芸会」「3ない」会議
偏った社会的構成 代表されない「勤労者層」サラリーマン・非正規・パート
・ケア労働
増加する「専決処分」

地方自治が直面する課題

多岐にわたる取り組むべき課題 気候変動など少子高齢化など多岐にわたる
空洞化する地方自治 低下する投票率、なり手のいない議員、民営化で空洞化する「公共」
展望→地域主権主義・生活は政治そのもの・社会インフラの「再公営化」「コモンズの復
権」など

地方自治をめぐる新しい対抗軸は、
多数派により支配⇔参加と対話、
緊縮財政・効率化による民営化⇔公共空間
階層的組織⇔ネットワーク・フォーラム型、
動員⇔ボトムアップ
消費者市民⇔主権者市民

6. まとめ

地方自治法は、戦後の憲法により規定された。地方自治は自由主義的・地方分権的要素があり他の権力に屈さない、他の指図を受けることなく行えるのである。しかし、政府は「小さい自治体は輝かない」と考えている。本来、その地方にあったユニークな行政を行うことが必要であるが、実際のところ自治体が合併を進めた結果「合併したから人口が減った」など、役場が大きくなることで住民要求が届きにくい状態も発生している。

「二元代表制」があるのはチェックアンドバランスを取るためだが、議会が単なる「議決」する場所となっていないだろうか。「首長＝議会ではない」のであって、そして首長と議会は両輪でもない。

地方議会の課題は、投票率を上げ市民の声を吸い上げること、民意による選択を経ない無投票当選の増加や、総与党化と「八百長・学芸会」現象は起きていないか、偏った社会的公正（代表されない「勤労者層」の立候補者）、そんな中で二元代表制における「議会」は特徴が発揮されているのかと、注視する必要がある。

地方自治が直面する課題は、気候変動・少子高齢化・地域経済など多岐に渡るがどれも現場で起きていることであるが投票率低下により民意が拾えない状態にある。

それゆえ投票率を上げること、市民の力を向上し、地方議会と地方自治を活性化させていくことが必要となる。地方自治は、住民の福祉の増進を図ることを基本としている故、市民の声を吸い上げ制度に活かし、市民が先頭になっているかどうかを注視しながら活性化させて行く重要性を学んだ。

7月23日

講座 12 「自治体財政のしくみと課題」

講師 川瀬憲子（静岡大学教授）

（報告者 小室かな子）

研修会の概要

1 国の予算と地方財政計画（財源の中央集中と集権型システム）

「分権改革」から「地方創生」政策の流れ

・2000年 地方分権一括法 機関委任事務の廃止と法定受託事務、自治事務、国の直接執行事務への編成「集権的分散システム」（神野）

・「三位一体の改革」（平成の大合併）へ展開 9.8兆円補助金と交付税削減、3兆円財源移譲

・「デジタル田園都市国家構想」の実現にむけ、地域が抱える課題のデジタル実装を通じた取り扱い等一層促進するため「地域デジタル社会推進費」の事業期間を延長。地域デジタル化基盤となるマイナカードを利活用した住民サービス向上のため取り組みにかかる事業費をマイナカード利活用特別分として500億円増額。

2 教育予算と学校統廃合

高等教育予算の交際比較が国際的に低い教育支出

・GDPに対する公的高等教育支出（2004年度）は、OECD加盟国の平均は1.0%に対し、日本は最下位の0.5%

一般政府総支出に対する公的高等教育支出（2004年度）

・アメリカ3.5%、日本は1.8% 日本はワースト2位（OECD加盟30カ国平均3.1%）

文教予算

（2018年度）5兆3093億円→文教予算（2022年度）5兆2818億円へ削減傾向続く

小中学校の統廃合が進行（小中一貫校）

・小学校の少ない町村ほど、集落から小学校までの移動手段は徒歩から車へ、移動時間も長くなる

・学校が統廃合された地域は人口が減少し、学校が集約された地域は減少率が低い

3 交付税の財源確保機能の弱体化と行政部門市場化への誘導

ナショナル・ミニマム保障と機能の変質

・地方交付税トップランナー方式における基準財政需要額の内容

経費区分が給与費から委託料等に見直しが始まる

民間委託、指定管理者制度導入、庶務業務集約、情報システクラウド化

・交付税トップランナー方式

2017年度 指定管理者制度や独立行政法人：2業務、

2018年度段階的な反映、窓口業務のアウトソーシング：18業務

2019年度図書館、博物館、公民館、児童館（アウトソーシング）

○指定管理者制度に伴う課題

- ・正規雇用→非正規雇用拡大。

図書館などの専門性の高い職業が含まれ、契約は3年から5年。

- ・人件費抑制→物件費（委託料等）、給与の大幅な引き下げ20年連続削減

- ・地方公務員は328万人（1994年）→280万人（2020年）

4 「地方創生」と集約型国土再編-財政誘導による再編

少子高齢化・人口減少を背景とした統治システムの転換

2015年度 地方創生初年度「地方創生総合戦略」

2016年度 地方創生推進交付金導入、企業版ふるさと納税、地方拠点強化税制等
税制改革

背景 基本的な人口減少社会の到来・巨大災害の切迫に対する危機意識

基本戦略 小さな拠点と高次地方都市連合・攻めのコンパクト・新産業連合・

開発方法 ヒト・モノ・カネを三大都市圏に集中→集約型国土再編へ

「公共施設等適正管理推進事業債」創設→財政誘致装置

2017年～2027年 国庫補助事業を補完または一体となって実施される地方
単独事業

立地適正、都市機能、居住誘導区域内で実施することが前提 交付税算入率最大50%

5 静岡県と浜松市の事例-集約型国土再編とコンパクト化

静岡市は地方創生推進交付金等を使用し事業を行ってきたが、財政調整基金の取り崩しや各種の基金残高が減少。義務的経費も人件費と扶助費が多くなった。

桜ヶ丘病院移転問題とコンパクトシティめぐり---津波浸水区域へ誘導

立地適正計画をめぐり問題 市街化区域において居住誘導区域、都市機能誘導区域、公共バスの再編 全国的に津波浸水区域に住宅誘導

→津波浸水リスクの高い地域に居住誘導することへの疑問

東日本大震災では多くの病院が被災した。入院患者の避難は困難を極めた。その教訓を学ぶべき。

熱海市の事例 土石流災害

住民投票にて合併はしなかった。

→交付金を使った「アメ」と「ムチ」で合併がうまくいった事例は少ない。

- ・同規模で合併した場合は比較的安定
- ・大規模な合併ほど地域の格差が大きい。

熱海市が災害時において弾力的な対応ができたのも合併を選択しなかったことによるもの。

まとめ

地方自治体は独立しているにも関わらず、国のコントロールが強くなっている。政府の予算の特徴は 2018 年から 2022 年までは微増だったが 2023 年には 114 兆円（過去最大）になり、防衛関係費用も増加している。しかし、社会保障関係費は抑制し、地方財政関係は交付税の見直しに始まり、人件費削減、臨時財政対策債は過去最少になっている。

国土計画で人口減少や巨大災害に切迫する危機意識を基に、ヒトモノカネを三大都市圏に集中させ、集約型国土再編を促している。しかし、必要なところにしかるべきものを設置することが必要である。

公共を集約すると交付税が増えるが、地方創生政策は立地適正化計画がアセットマネジメントと連動。アセットマネジメントは福祉や教育文化施設などの統廃合を含んでいるため住民生活に及ぶ影響が大きいため住民参加が必要。都市機能の集約を促す一方で災害のリスクの高まりなどにより、生活権環境権の保障が必要となる。集約することへのデメリット、小さい自治体の小回りに効く体制は保持する考えも必要であるため、今後の議論に活かしていきたい。

様式第 12 号

原ちづる

2 日目分科会 3 9 : 3 0 ~ 1 6 : 0 0

住民とともに進める持続可能な地域づくり 助言者 関耕平(島根大学教授)

「『住民丸投げ』の地域づくりではなく、議会や自治体職員がしっかりとした役割を果たし、どのように『住民とともに』持続可能な地域づくりに取り組むのか」

報告 1 中原康彦(島根県三郷町議)

三郷町は島根県でも最も人口減少が進んでいる町。人口減少対策が大きな課題となっている。

町長(当局)の中心点は「若者を中心にした人の流れをつくること」

・・・滞在人口・活動人口を拡大させ移住・定住人口の拡大につなげる

一方、中原議員の提案は「衰退傾向が著しい農業・林業・商店・建設業など地域産業の振興と結合した人口増加対策」特に「地域農業の振興(耕作放棄地問題への対応)」

町長の農業に対する施策・・・農地の集約化と「儲かる農業」・・・集落営農組合「ファームサポート美郷」・・・2020年を除き単年度赤字が続いている

中原議員・・・若者の移住・定住には限界がある→Uターン者の促進・活用で「家族農業」「有機農業」を中心に

《まとめ》

規模の大小にかかわらずどこでも人口減少、そして地域をどう活性化していくかということは喫緊の課題である。宇都宮市でもよく使われる「儲かる農業」という単語が気になった。本当に住民主体で進めていく「まちづくり」とは何かを考える時。「今儲かる」だけでなく、「持続可能」かどうかは大きなボ

イントだと感じた報告だった。

報告 2 倉敷市水島地区の校外経験継承と共同のまちづくり

林美帆(公益財団法人水島地域涵養再生財団)

除本理史(大阪公立大学)

かつて倉敷市水島地区は石油化学コンビナートや鉄鋼業による大気汚染に悩まされてきた。

現在は、過去の「公害」と向き合い、それを活かしたまちづくりに取り組んでいる。

公害事件は戦争、自然災害、大事故などと同じように、解釈の視点が立場によって異なりそれらの間の分断や対立が生じやすい。しかし正面から向き合うことが共同への道を切り開くはずだ。重要なのは「多視点性」。多視点による過去の解釈は、立場の違いによる分断を緩和しようとする試みである。そうした段階を経て、「困難な過去」が学ぶべき教訓に満ちた「遺産」へと価値転換していく。

水島地区では 2000 年に水島地域環境再生財団(みずしま財団)を設立し、2021 年から「みずしま地域カフェ」に取り組んでいる。

公害学習はツーリズムと結びつくことで地域経済効果を生む可能性がある。「みずしま地域カフェ」も地球環境基金の女性を受けてスタートしたもの。2022 年には暫定的なミニ公害資料館「みずしま資料交流館」が開設した。

みずしま財団が事務局に参加する「みずしま滞在型環境学習コンソーシアム」は 2022 年度環境庁の「地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業」に採択された。地元住民や地域外からの訪問客に対し、公害・環境問題や地域に関する学びのツールを提供。それをツーリズムとも結びつけて地域活性化をはかる取り組みを行っている。

《まとめ》

公害という「負の遺産」に対し目をそらさず正面から向き合い、分断ではなくそれぞれの立場を理解しあうことから始めた取り組みが、現在の「まちづくり」に繋がっていることは素晴らしいと思う。多くの人がかかわる「まちづくり」には必ず必要な「多視点からの解釈」がカギであると思う。

報告3 出雲市佐田町地域自治をめぐる動きと農村 RMO

塩冶隆彦(しまね地域自治研究所)

佐田町は平成の大合併以前から人口減少が著しく、その中でどうまちづくりをしていくかが課題。

2005 年の合併により出雲市となるが、それまで旧佐田町で取り組んでいた地域振興協議会の活動は低下。代わりに出雲市が旧市町単位で設置した地域協議会だったが 2016 年には高齢化や後継者不足などで廃止となった。2018 年に、「小さな拠点づくり部会」「雇用促進部会」が地域振興協議会を母体にスタートした。2020 年、2021 年と組織改編等を行いながら自治協会方針として「さだ未来ビジョン」を策定。

「さだ未来ビジョン」は生活・福祉、教育・子育て、仕事・定住、交流・発信の 4 分野別ビジョンをしめしているが、共通ミッションとして「農業・農村環境の維持」を掲げている。

現在は農業関係団体との連携を強めつつ、具体的な取り組みは各ワーキンググループ(WG)で検討。「佐田地域農村 RMO 事業連絡会議」で WG の意見を共有し行政からの助言や支援を受けて、活動に取り組んでいる。

《まとめ》

合併により、市でもより都市部に人口が集まり、周辺部が更なる過疎に悩まされるという、全国どこでも起こり得る問題に直面している旧佐田町地域。しかし、自治組織の組織、解体を柔軟に繰り返しながらより良い方向を探っている

ことがうかがえた。現在は佐田町の特徴ともいえる「農業・農村環境」の維持を様々なミッションの共通項として掲げまちづくりに生かしていることは、私の暮らす宇都宮市でも参考になることが多い。今後研究し、質問に生かしていきたい。

分科会 3 のまとめ

各地域からの報告はそれぞれ個性的な取り組みで参考になるところも多かった。全体をまとめながらリードする関先生の話も分かりやすく、私もこれからの宇都宮市のまちづくりに積極的に関わっていきたいと感じた分科会であった。

自治体学校 2日目 7月23日

◆分科会5 「少子化時代における保育所のあり方を考える」

分科会5参加者 福田久美子

助言者 中山徹(奈良女子大学教授)

報告① 広島市立保育園で起きた園児死亡事故から学ぶ
(保育園での事故を考えるヒロシマの会 吉川博子氏)

報告② 子どもたちにもう一人保育士を！
(愛知保育団体連絡協議会事務局長 田境敦氏)

子どもの減少がどの程度進んでいるか統計から概観。合計特殊出生率は、2020年の政府目標1.6人に対し1.34人、2022年は減少率は大きくなり1.26人となり、出生数は毎年1%ずつ減少。一方で保育所利用率は増え続けていた。しかしここ数年利用者の増加率が低下し始め、2022年には-0.4%となった。保育所利用者が減少したのは初めてのこと。減少に転じるのは2025年ごろと予測されていたが、予測を上回る速さで減少している。

・公立保育所が地域の保育の質、量に責任を持つという意義を踏まえれば、これまでの保育制度改革の流れは、必ずしも、担保されてきたとは言えない。

・保育施設は行政機関である。その優位性を生かし、地域における各種機関との連携を進めるにあたって中心的役割を果たし、地域全体の子育て力を引き上げることが出来る。同時に、知己の子ども全体に責任を負う立場であることから、その果たす役割は、大いに期待できる。

・出生数を引き上げようという時に、公立保育所を減らすのは大いなる矛盾である。

・統廃合か、最低基準の改善か？岐路に立っている

報告①

広島市立の保育園で2022年におきた死亡事故。保育中にほんの10分ほどの間にいなくなったことに気づいたが、その後近くの河川敷で溺死していることが確認された。その後の検討部会で配置基準は守られていたこと、今後の課題として主任の専任化、配慮を要する子の加配基準の改善など再発防止に向けた提言が検討された。

報告の中で「一番残念なのは、事故の詳細を新聞報道や検証委員会の報告書でしか読み取ることが出来ないこと。基準を守っていたが、事故が起こってしまったことを直視すべき」と語っていました。

報告②

配置基準改善の世論と乳幼児期の子どもたちへの関心を広げより良い保育環境を実現すること。

・保護者・保育者からのアンケートで、現場の声を集めることで、赤裸々な声や、もし配置基準が変わったらどのように保育が変わるのかを、保育所にかかわりのないひとたちにも広く知ってい

ただ運動を進める。

- ・配置基準改善を求める意見書も全国に広がっている。

【まとめ】

現在の保育士配置基準がいかに実態に合っていないものか、2つの報告からよく理解できた。私自身も長年保育現場にいたが、たまたま事故につながらなかっただけで、常にこのような事故と隣り合わせで保育していたことも事実です。急速な少子化の流れの中で、基準を引き上げるチャンスと捉え、その立場から議会の中でも訴えていきたい。

3 日目 特別講演 暮らしから考える自治体行政のデジタル化

本多滝夫(龍谷大学教授)

監視資本主義・監視社会の性格をもちさらには監視国家への途を開きつつあるデジタル社会において、住民の権利を守るために自治体がなすべきことは何か。まずはマイナンバーカードの「市民カード化」を阻止する必要がある。健康保険証の廃止の撤回を求めていくことが必要だ。公共施設の利用証や、住民へのポイント付与等も一元化が必ずしも良いとは言えない。

行政手続きのオンライン化と並行して進められている自治体情報システムの標準化・共通化の基本的な問題は自治体独自のサービスが標準化によって削られてしまう恐れがある。共通化の前提となっているガバメント・クラウドについても自治体に慎重な対応が求められる。

行政手続きのオンライン化・情報システムの標準化・共通化の究極的な狙いはデータ連携基盤の構築にあると言える。データ連携のあり方や全体像が分かるような透明性の確保、住民のパーソナルデータについては本人の自己情報コントロール権を確保する仕組みを設けることが、新たな検討課題となっている。

《まとめ》

地方自治体の行政手続き等においても、デジタル化は避けては通れない流れにある。また人口減少を考えても、デジタル化をきちんと利用することで、解決策を見出せるものもあると考える。

しかし利用にあたっては、本多先生も指摘する「データ連携基盤の構築」には最新の注意を払い透明性の確保を必ず並行して行う事を求めているかなければならないと感じた。デメリットもしっかり説明に加えながら、何よりも「住民の生活の向上」のためにデジタルが使われるようにチェックしていくことが私たち議員に求められている。そのためにも勉強を重ねていきたいと思う。

政 務 調 査 実 績 報 告 書

令和 6年 3 月 3 日

会派名 日本共産党

代表者名 福田久美子

(報告者) 議員氏名 原 千鶴

小室 可奈子

実 施 日	2023 年 8 月 17 日～19 日
調 査 地 又 は 研 修 会 開 催 地	多摩自治研究所 ZOOM 研修
調 査 研 究 項 目	議員の学校スペシャル 日本一わかりやすい自治体財政の講座 これまでにない基礎の基礎から語りつくす地方自治
調 査 研 究 概 要	
1. 開催日時	2023 年 8 月 17 日から 19 日(17 日(小室)、19 日(原)のみ参加)
2. 開催場所	ZOOM
3. 主催者	多摩自治研究所
4. 研修会概要	1 田上富久前・長崎市長のスペシャル講義 2 森裕之教授の日本一わかりやすい自治体財政 3 池上洋通「議員の学校」学校長のこれまでにない基礎の基礎から語りつくす地方自治
5. まとめ	多摩自治権の勉強会、ZOOM 受講となりましたがわかりやすく、非常に実践的な学習内容だった。財政についてなどは、まだまだ身についていないところもあるかと思うのでこれからも重ねて受講したい。 池上校長は今年度で勇退ということだが「、地方自治とは何たるや」という部分からのお話をしっかりと自分の中に取り込んでおきたいと思い受講した。今後の質問の基礎としていきたい。

多摩自治研・議員の学校スペシャル2023 第3日 8月19日(土)9:55~16:45

これまでにない基礎の基礎から語りつくす地方自治

池上洋通

基礎講座1 地方自治とは何か、なぜ生まれたか、その目的は何か

日本国憲法と明治憲法

明治憲法は「立憲君主制」を目指した一天皇機関説

日本国憲法は明治憲法の「改正憲法」である

憲法の「前文」に示された国家の性格と任務

① 国民主権

② 基本的人権

③ 恒久平和

「国家三原則」は憲法13条が示している

政治とは一人ひとりの自己実現のためにある→そのためには地方自治の役割大切

地方自治体←一人ひとりに向き合う

↓

市町村の規模は小さいほうが良い！

憲法第8章「地方自治」

第92条~第95条

それぞれの地域はそこに住む住民が治める

住民主権・直接民主主義

中央政府と地方自治体の対等性

市町村合併に見る地方自治権の侵害

近現代の市町村数の推移

1989年15859自治体→2023年1718自治体 ←文字通りの自治体壊し！

自治体に住民の声が届きにくくなっている

*許してきた住民

基礎講座2 基本的人権の内容とそのすべてを具体化する地方自治

憲法が定めているすべての個人に対する基本的人権を確認する

「新しい人権」—子どもの権利 障がい者の権利 難民の権利 ジェンダー平等

*「子ども基本法」2022年—ジュネーブ宣言から98年、条約採択から33年かかっている

る→地方自治体のふがいなさが表れている

森 すべての人権をすべての個人に保障するのは基礎自治体・市町村である！

教育・小規模企業・農業・非正規公務員の問題

基礎講座3 地方議会活動について、その基礎から理解する

憲法93条…議会は「議事機関」

立法権、司法権の一部を持っている→今後の課題は地方自治体が裁判所を持つという議論

住民生活を基礎に据えた議会活動

住民に対する奉仕者として働く、議会と議員であるべし！

→憲法15条2項 すべて公務員は全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではない

住民生活をきちんと把握する能力をそなえること！

現状認識的な学び重要

議会に求められる民主制と科学性と会派制の課題

地方議会の「会派制」は前提とされていない

→中央政府と異なり、二元代表制である

議員は一人ひとりが一つ一つに向き合わなければならない←一人ひとりが選ばれてきている！

住民生活の現場的な課題の大半は、党派とは無関係なものとしてあらわれる

中央政府・都道府県政府と対等の立場から議会活動を展開する重要性

中央政府・都道府県政府とは共同の間柄である

議会活動の民主的・科学的発展こそが憲法の基本理念を具体化する道である

問題点…町村自治体、小規模自治体への軽視と中央統制的危うさ

明治憲法下における地方自治の努力とそれに対する統制的破壊の経験から謙虚に学ぶ必要がある

基本的人権主義とその基本条件である恒久平和主義、そして「個人の尊重・尊厳」の原則に立つ地方自治体の具現化のため、地方議会の議事権限・立法権限を最大限に活用すること！

まとめ

地方自治の基礎の基礎から学びを深めました。明治憲法から現在の日本国憲法への流れ、これからの地方自治体の役割、議会や議員の役割など、改めて学ぶということは本当に大事

だと思いました。

今回の学習で再確認したのは、「憲法に返る」ということです。普段の活動や議会での質問、すべてが憲法と照らし合わせて考えたときにどうか、という視点を持ち続けることの重要性を再認識しました。

「住民の福祉の向上」という地方自治体の一番の目的を実現するため、議員の立場で何をなすべきかを芯に持ち、日々頑張りたいと思います。

政務活動実績報告書

令和 5 年 11 月 5 日

会派名 日本共産党

代表者名 福田久美子

(報告者) 議員氏名 福田久美子

実 施 日	2023 年 10 月 30 日 31 日
兆 査 地 また は 研 修 会 開 催 地	Zoom 参加のため自宅にて受講
調 査 研 究 項 目	第 50 回 議員の学校 だれもが主体者として生きる場をつくる —地方自治体の現在(いま)とあした—
調 査 研 究 概 要	
1、開催日時	2023 年 10 月 30 日 31 日
2、開催場所	Zoom 研修のため自宅
3、主催者	NPO 法人 多摩住民自治研究所
4、講師 及び 研修会の概要	
【30 日】	
①ゲスト講義 中山徹氏(自治体問題研究所理事長、奈良女子大教授)	
「地方自治体がいま直面していること」	
【31 日】	
②特別講義 池上洋通氏(「議員の学校」学校長、多摩住民自治研究所理事)	
◆講義 1 「憲法原則から見る 21 世紀の地方自治の事実」	
◆講義 2 「科学性・文化性に満ちた住民共同の地方自治をつくるために」	

◎概要

【30 日】

①ゲスト講義 中山徹氏(自治体問題研究所理事長、奈良女子大教授)

「地方自治体がいま直面していること」

「今こそ自治と公共性の再生を」

1、地域に関連する国政の動向

- ① 安保 3 文書の改訂
- ② 社会保障改革
- ③ あらたな成長戦略…地域のデジタル化

2、自治体の動向

- ① 国の政策を無批判に受け入れる
- ② 大型開発、インバウンドによる地域活性化
- ③ 公共施設の統廃合、民営化・民間委託 市民向け施策の削減、職員の非正規化

3、地域と市民生活はどうなるのか

- ④ 地域から平和、安全が奪われる
- ⑤ 災害に脆弱な地域、地球環境の負荷が増大
- ⑥ 雇用の不安定化、格差の拡大
- ⑦ 社会保障・教育予算の削減と商品化そして増税
- ⑧ 地域の衰退
- ⑨ 地方自治の縮小

4、地方自治が変わるとき

- ①地方自治が動く条件…今まで政治や社会に不満をもっていたが、どうしていいかわからなかった層が投票に行くこと
- ②地方自治を変えるための 4 要件
・政策・主体・方法・継続

5、今、必要な自治体政策「自治と公共性の再生」

- ①国の政策から地域、市民生活を守る
- ② 公共性の再生
- ③自治体の再生

6、人口減少→統合、縮小」ではなく、「人口減少→質の改善」

- ①「子どもの減少→学校の統廃合」ではなく「→基準の改善」
- ②「人口減少→コンパクトシティ」ではなく「→町の質的な改善」

7、自治体を変革する主体

- ①地方自治の状況
- ②地方自治の独自性

《ゲスト講義のまとめ》

中山氏は、「まちづくりは人づくりである」ことを繰り返し強調していたことがとても印象的だった。どのような人をつくるのか、地域に関心をもち、地域をよくするために共同で取り組

む人を増やしていくこと、つまり自治能力の高い市民と一緒に作っていくことが大事であることを改めて認識する機会となった。高層ビルが立ち並び、高速道路が通り、大型商業施設が建設されていても、まちに関心がない人ばかりだと、そのようなまちは確実に衰退してしまうのだと思う。

また、人は実践を通じて成長することを忘れてはならず、市民はまちづくりにかかわる中で、自治能力の高い市民に成長するということであり、市民参加の機会を保障することは自治体にとっても重要な仕事であることを鑑みると、LRTにかかわる住民投票の機会を奪ったことは、宇都宮市にとっても、大きな損失であったと改めて確認することが出来た。

【31 日】

②特別講義 池上洋通氏(「議員の学校」学校長、多摩住民自治研究所理事)

◆講義1 「憲法原則から見る21世紀の地方自治の事実」

地方自治体の独立性の強化を目的として、「地方分権一括法」が施行されたのが2000年。目的は、達成される方向に進んでいるのか？平成の大合併、教育基本法改正、社会保障制度改革推進法制定、安保軍事一括法制の強行、自治体戦略2040構想、行政のデジタル化、公務民営化と公務員非正規化の急拡大など、憲法が描く「地方自治の本旨・原則」から見るとどうなのか、見つめなおすというもの。

資料1 日本国憲法 前文・第8章「地方自治」 第3章抜粋

前文

- 1 日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。
- 2 日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。
- 3 われらは、いずれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。
- 4 日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。

◆下線部分 1863年・南北戦争下のゲティスバーグで行ったリンカーン演説における原理
「人民の人民による人民のための政治を地上から決して絶滅させないために…」

第8章・地方自治

第92条【地方自治の基本原則—権利としての地方自治】

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。

☆地方自治の本旨

＝地方自治の本来の意味＝自然権・固有権としての地方自治→住民自治・団体自治

第93条【地方公共団体の議会、長と議員、法定吏員の公選】

- ① 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。
- ② 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

☆吏員＝地方公務員 ☆法定の吏員の例＝公安委員、教育委員、選挙管理委員、監査委員

第94条【地方公共団体の権能】

地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

☆権能＝権利として保障されている能力

第95条【地方自治特別法の住民投票—中央政府と地方自治体政府・住民の対等の原則】

一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

☆特別法＝適用する対象を限定して制定される法律

第3章・抜粋

第11条【基本的人権の享有とその不可侵性・永久的な性質】

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

☆基本的人権の享有＝共有は「生まれながらにして持つ」という意味

第12条【自由・権利の保持義務、公共の福祉に基づく利用の責任】

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。

☆国民の不断の努力＝主権者としての意識

☆公共の福祉＝public welfare

第13条【個人の尊重、生命・自由・幸福追求〔自己実現〕の権利の尊重と国政の最大義務】

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

☆個人の尊重＝個人主義の原理による社会の形成と利己主義の排除〔公共の福祉〕

☆国政＝中央政治〔3権分立〕＋地方自治体政府〔議会＋首長〕

第14条【法の下での平等、貴族制度の否認、栄典の限界】

- ① すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第15条【公務員の選定罷免権、公務員の性質、普通選挙と秘密投票の保障】

- ① 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。
- ② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。
- ③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。
- ④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問われない。

☆公務員の憲法尊重擁護義務の規定

第99条【天皇・公務員の憲法尊重・擁護の義務】

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。

2 「地方分権」政策として期待されたこと

1) 法令的経過

(1) 1993「地方分権の推進に関する決議」(1993年6月3日衆議院本会議)

地方分権の目的

- ・東京への一極集中を排除
- ・国土の均衡ある発展
- ・国民が待望するゆとりと豊かさが実感できる社会をつくる

(2) 1995「地方分権推進法」

資料2 地方分権推進法<条文抜粋>

目次

第一章 総則 (第1条—第3条)

第二章 地方分権の推進に関する基本方針 (第4条—第7条)

第三章 地方分権推進計画 (第8条)

第四章 地方分権推進委員会 (第9条—第17条)

第一章 総則

(目的)

第1条 この法律は、国民がゆとりと豊かさを実感できる社会を実現することの緊要性にかんがみ、地方分権の推進について、基本理念並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地方分権の推進に関する施策の基本となる事項を定め、並びに必要な体制を整備することにより、地方分権を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(地方分権の推進に関する基本理念)

第2条 地方分権の推進は、国と地方公共団体とが共通の目的である国民福祉の増進に向かって相互に協力する関係にあることを踏まえつつ、各般の行政を展開する上で国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条

- 1 国は、前条に定める地方分権の推進に関する基本理念にのっとり、地方分権の推進に関する施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、国の地方分権の推進に関する施策の推進に呼応し、及び並行して、その行政運営の改善及び充実に係る施策を推進する責務を有する。
- 3 国及び地方公共団体は、地方分権の推進に伴い、国及び地方公共団体を通じた行政の簡素化及び効率化を推進する責務を有する。

◆情勢的な背景—バブル景気→バブル経済の崩壊→政治的な変化

日本経済が、土地価格の暴騰を中心として、一気に経済力が膨張した（泡のようにふくらんだ）現象をいう。当時の経産省等の認識では、1986年12月15日に18,831円だった日経平均株価が、1987年末から上昇を続けて1989年12月29日に38,957円を記録したまでを指すことが多い。

1989年5月以後、日銀の金融引き締め（金利引上）などによって「バブル崩壊」が起き、1990年代において、経済界での金融大企業の倒産が相次ぎ、企業合併などが行われた。

◇銀行、証券会社の倒産の例 北海道拓殖銀行（拓銀）、日本長期信用銀行（長銀）、日本債券信用銀行（日債銀）、山一証券、三洋証券…

◇大銀行の合併の例 三菱UFJ銀行＝三菱銀行＋東京銀行＋その他

三井住友銀行、みずほ銀行＝第一勧業銀行＋富士銀行＋日本興業銀行

◎政治の転換

1990年前後のソ連・東欧体制崩壊の影響もあり、国内政治に大きな変化・転換が進んだ。

1987 竹下 登内閣（自民党）

1989 宇野宗佑内閣（自民党）

1989 海部俊樹内閣（自民党）

1991 宮澤喜一内閣（自民党）

1993 細川護熙内閣（日本新党、新党さきがけ、新生党、民主改革連合、社会民主連合、日本社会党、民社党、公明党）

1994 羽田 孜内閣（新生党、民社党、自由党、日本新党、公明党、改革の会、民主改革連合）

村山富市内閣（日本社会党、自由民主党、新党さきがけ）

1996 橋本龍太郎内閣（自由民主党、日本社会党→社会民主党、新党さきがけ、）

1998 小渕恵三内閣（自由民主党）

2000 森 喜朗内閣（自由民主党）

（3）中央統制制度の撤廃—1999「地方分権一括法」

機関委任事務の廃止など—地方自治法をはじめとする475件の法律を改正

資料2 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の構成

第1章 共通関係（1条・2条）

第2章 総理府関係（3条—92条）

第3章 法務省関係（93条—106条）

第4章 外務省関係（107条・108条）

第5章 大蔵省関係（109条—124条）

第6章 文部省関係（125条—145条）

第8章 農林水産省関係（239条—306条）

第9章 通商産業省関係（307条—351条）

第10章 運輸省関係（352条—370条）

第11章 郵政省関係（371）

第12章 労働省関係（372条—399条）

第13章 建設省関係（400条—454条）

2) 機関委任事務制度の廃止 [総務省・地方分権改革推進本部資料による]

地方分権一括法の施行により、これまで中央集権型の行政システムの中核的部分を形づけてきた機関委任事務制度が廃止されました。

従来の機関委任事務は、国の直接執行事務とされたもの及び事務自体が廃止されたものを除いて、自治事務と法定受託事務という新たな事務区分に整理されました。

また、これにあわせて団体委任事務等の区分も改められ、自治事務に整理されました。

これらの事務はいずれも地方公共団体の事務であり、地方公共団体においては、法令に反しない限り独自の条例の制定が可能となるなど自己決定権が拡充し、これまで以上に地域の事情や住民のニーズ等を的確に反映させた自主的な行政運営を行うことができるようになります。

◎地方自治体から見た委任事務—機関委任事務・団体委任事務

委任→法律の規定に依って国政事務の執行を地方自治体に委任すること

機関→地方自治体の行政・執行機関（首長・保健所長・福祉事務所長…）

団体→地方自治体機関の全体（首長、議会、行政委員…）

◇機関委任事務制度

ア 制度の方法

国政事務を直接的に、地方自治体の行政・執行機関に命令的に委任する制度

イ 地方自治体の自治原則を無視した制度

- ・議会による審議をすべて拒否 条例制定、財政審議を認めない
- ・全体が中央政府のプログラム。全ての指示は「通達」による→通達行政

ウ 行政現場的に見た機関委任事務制度の範囲

- ・都道府県＝70～80%
- ・市町村＝40～45%

◇団体委任事務制度による干渉

3 地方分権改革路線の展開と現実

1) 「東京一極集中」の解消はどうなったか

(1) 都道府県別人口の推移を見ると

表1 国勢調査資料に見る人口の東京一極集中の現実 (千人・%)					総務省
	2005	2010	2015	2020	2025 推計
全 国	1 億 2776 万 8	1 億 2717 万 6	1 億 2543 万 0	1 億 2622 万 6	1 億 1927 万 0
東京都	1257 万 7	1290 万 6	1305 万 9	1406 万 4	1304 万 7
率	9.84	10.1	10.4	11.1	10.9

表2 人口の東京一極集中の現実 [2020 年国勢調査基準]

(千人/km²)

① 都道府県別人口密度で見る東京（東京圏）一極集中

上位5自治体				下位5自治体			
順位	自治体別	人口密度	対・全国人口密度	順位	自治体別	人口密度	対・全国人口密度
1	東京都	6,410.4	18.9 倍	43	島根県	100.1	0.3 倍
2	大阪府	4,641.0	13.6	44	高知県	97.4	0.3
3	神奈川県	3,824.5	11.3	45	秋田県	82.5	0.2
4	埼玉県	1,934.5	5.7	46	岩手県	79.3	0.2
5	愛知県	1,458.7	4.3	47	北海道	66.7	0.2

ア 全国人口=1 億 2614 万 6099 人

イ 全国平均人口密度=338.4

基礎資料 面積=国土交通省・国土地理院／人口=2020 年「国勢調査」

※倍数=引用者（池上）による計算（小数点 2 位四捨五入）

② 人口の実数に見る東京・東京近隣県への人口集中

上位5自治体				下位5自治体			
順位	自治体別	人 口	対総人口 %	順位	自治体別	人 口	対総人口 %
1	東京都	1406 万 4696	11.1	43	福井県	76 万 6863	0.6
2	大阪府	923 万 7337	7.3	44	徳島県	71 万 9559	0.6
3	神奈川県	883 万 7685	7.0	45	高知県	69 万 1527	0.5
4	愛知県	754 万 2415	6.0	46	島根県	67 万 1126	0.5
5	埼玉県	734 万 4765	5.8	47	鳥取県	55 万 3407	0.4

《特別講義◆講義1のまとめ》

地方分権一括法の施行以来、さまざまな統計指標からみても大都市と地方の格差はますます大きくなり、住民のくらしと生業を守るべき地方の住民自治の力は弱まっているのが、見て取れる。

2022 年度の企業の内部留保は前年度比 6, 6%増の 516 兆 4750 億円で、2005 年以來の伸び率だったとのこと。10 年連続で過去最高を更新し 1999 年度からの伸び率は約 80%に上る。また、規模別では、10 億円以上の大企業で 5, 9%増だったのに対し、1000 万円未満のは、3, 6%減とのこと。一方株主への配当は、2012 年度の 13.5 兆円から、2022 年度は 29.7 兆円と 2 倍以上に増加している。

憲法にえがかれた、「地方自治の本旨・原則」は、地方分権一括法の趣旨とは真逆の方向に進んでいるのではないか？と思われる。

◆講義 2

科学性・文化性に満ちた住民共同の地方自治を創るために

—どの自治体も世界に立った一つしかない。

共同による痴ほう自治体をひらく—

地域産業と経済の衰退、高齢者人口の増大、出生数の急減と人口減少、空き家・空き室の急増、年々増加する小中校生の自殺者数……これらすべてが全国で起きている。国民主権・住民主権を憲法が掲げてから 78 年、こども・高齢者・障がい者・在日者などすべての住民が共同して、明るく生きる地方自治田をつくる道を開くとき！

1. 基本的人権思想を基礎にした科学的・文化的な政策理念の確立。

憲法に規定された平等権・自由権・生存権・社会権・受益権・参政権、さらには日本国憲法後に定式化・法制化された人権。環境基本権・情報研・アクセス権・プライバシー権・子どもの権利条約・障がい者の権利条約・難民条約・ジェンダー平等・文化芸術権利・スポーツの権利などがある。これらの権利を実現するためにつくられるのが公共施設である。

2. 地方自治体における科学の力の必要性を理解すること

- ① 公害問題が住民と自治体に科学的認識の重要性を理解させた。
- ② 乳児死亡率が全国の公衆衛生政策の基本を変えた。
- ③ 自治体の科学を耕し、民主主義を担保する条件としての統計制度とその活用が重要となっている。
- ④ 差別をなくし平等を築くための正しい情報の公開と普及が重要。
- ⑤ 意識調査の活用と民主主義的な政策決定の方法の確立を目指すこと。

3. ゆたかな文化力・創造力による自治体の構想と実現を常に求めて行くこと。

《特別講義◆講義 2 のまとめ》

講義の最後に池上氏は「歴史的な視座に立って、主権者的自覚による地域社会・地方自治体を形成し、すべての個人の基本的人権の実現と、民主・平和の国づくりを進め、地球市民としての責務を担うのが地方議員であるみなさんです。」と締めくくられました。目の前の状況は思うようにいかないことが多いが、長いスパンで現状を分析するならば確実に前に進んでいることをあらゆるデータを用いて説明されており、科学的データによる論戦とはどういうことか理解できた。今後の議会活動に大いに参考となる講義だった。

政務活動実績報告書

令和 6 年 2 月 7 日

会派名 日本共産党

代表者名 福田久美子

(報告者) 議員氏名 小室かなこ

実 施 日	2024 年 2 月 5 日、2 月 6 日
調 査 地 又 は 研 修 会 開 催 地	都立多摩図書館セミナールーム
調 査 研 究 項 目	自治体財政の基本とその課題 2024 年度 国の予算・地方財政計画の動向と自治体予算審議のポイント
調査研究項目	
1、開催日時 2024 年 2 月 5 日～6 日 2、開催場所 都立多摩図書館セミナーホール 3、主催者 NPO 法人 多摩住民自治研究所 4、講師 森 裕之氏、石川 満氏 5、研修会の概要 自治体財政の基本の習得、2024 年度の地方財政計画と自治体予算 予算審議のポイントと今後の自治体財政 6、まとめ ・地方財政の役割は、どのような社会を目指していくのかを話し合って決め、目指すべき社会の実現に向かって予算を通じて財政（公的資金）を運営し必要な場合には公的規制を実施すること。 ・財務省主導の財政再建路線が強まる中で、地方自治体の地域のニーズをつかみ、実態に即した政治をする事が必要である。自治体 DX の推進も取り入れたことで人員削減に向かう方向にある。また地方自治体の歳入・歳出を組み換え、国からの補助を少なくするように動いている。 京都の例ではインバウンドを進めた為に京都市の地価上昇により、日本人の転出超過が続いている。しかも 20 歳代～40 歳代と 0～4 歳代の転出が多い。理由は住宅事情だ。一方、明石市は自動福祉費を含む民生費を急増させ、民生費以外を概ね抑制してきた。それにより子育て世代（親と子ども）の増加、若年層の転入により平均所得の上昇、住宅需要とそれに伴う地価上昇など好転し、財政運営の結果として財政調整基金の残高も増加している。一般財政を潤わせるためには地方税を強める必要があるが、住民本位の制度を構築するため、予算を検討する際に役立てたい。	

政 務 調 査 実 績 報 告 書

令和 6年 3 月 5 日

会派名 日本共産党

代表者名 福田久美子

(報告者) 議員氏名 原 千鶴

実 施 日	2024 年 1 月 29 日・30 日
調 査 地 又 は 研 修 会 開 催 地	喜山倶楽部 日本教育会館
調 査 研 究 項 目	地方議員政策セミナー 地方財政対策を中心とした 2024 年度政府予算案の特徴 自治体財政の基礎講座～しくみから分析方法まで～
調 査 研 究 概 要	
1. 開催日時	2024 年 1 月 29・30 日
2. 開催場所	千代田区 日本教育会館
3. 主催者	(株)自治体研究社
4. 研修会概要	自治体財政について
5. まとめ	森先生の自治体財政についての講義は 2 回目となります。議員になってすぐの時は用語も知らないものばかりで大変難しかったと感じましたが、数年を経ての今回はよく理解できました。財政についてはまだまだ難しい部分も多いので、学習を継続していきたいと思います。定期的にも非常にタイムリーで、3 月議会にしっかり役立てたいと思います。

様式第 12 号

原ちづる

1 日目 全体会

1 地方財政対策を中心とした 2024 年度政府予算案の特徴

森裕之(立命館大学政策科学部教授)

1 国と地方の財政関係

自治体は行政的役割が大きい一方で自前の財源は少ない

2 自治体の歳入と歳出

最も大事な点は「自治体財政は家計と同じ」

財政が家計・企業と違うところ…自治体はモノやサービスを売って収入を得ているのではない

→収入は税金として住民から強制的に徴収する…それを正当化する根拠は法令及び議会の決定

自治体財政の唯一のルールは・・・赤字にしないこと！

一般財源と特定財源・・・一般財源が重要

一般財源が少なければ特定財源(国庫支出金、地方債等)が入ってこない

自治体の財政指標のすべてが一般財源との関係で判断される

3 2024 年度政府予算案と地方財政対策

令和 6 年度地方財政対策のポイント

- ① 一般財源総額の確保等
- ② 定額減税による減収への対応
- ③ 子ども・子育て政策の強化に係る地方財源の確保
- ④ 給与改定・会計年度任用職員の勤勉手当しきゅうに要する地方財源の確保
- ⑤ 物価高への対応

4 これからの地方財政と自治体政策

苦しい中でも優れた施策の展開を

政府の重点施策と自治体予算との切り結び

子ども・子育て政策

脱炭素化・再生可能エネルギーの地産地消

地域内経済循環

防災・減災

地方公務員の人材育成・人材確保

デジタル化

公共施設等の老朽化対策

これからの地方財政と自治体の財政運営

財務省主導の財政再建路線が急速に強まる中で地方財政は「自立」を求められている

日本経済社会の再構築のために求められている施策はあらゆる分野へ広がっておりその主体となるのは地方自治体しかない

政府は地方財政への「選択と集中」を強めていくことになる

政府には実践知が備わっていないことから、各施策を創発していくのは自治体の現場にかかっている

自治体は客観的な財政状況と地域のニーズ・発展方向を正しく認識した上で、真に優れた施策を創発・実践していくことが求められている

2日目 分科会

自治体財政の基礎講座～しくみから分析方法まで～

自治体の歳入と歳出は「家計」に置き換えて考える！

1日目全体会の復習、財政指標や財政収支について。

各グループに分かれ、それぞれの市町村から持ち寄った「財政状況資料集」を見比べ、特徴などをつかみながら分析を行う。

《まとめ》

1日目、2日目通して森先生の自治体財政の講義でした。1期目ではなかなか理解できなかったところも、議会の中で実践を重ねていく中で徐々にわかってきました。そのうえでの勉強会は、より分かりやすく、深く学べたように思います。感覚が残っているうちに更に読等を重ね、少しずつでも財政への理解を深めていきたいです。非常に身になったセミナーでした。

政務活動 実績 報告 書

令和 6 年 2 月 10 日	
会派名 日本共産党 代表者名 福田久美子 (報告者) 議員氏名 福田久美子	
実 施 日	2024 年 1 月 19 日・20 日
調 査 地 又 は 研 修 会 開 催 地	東京と三鷹市下連雀
調 査 研 究 項 目	新大和田流 「よくわかる市町村財政分析基礎講座」
調 査 研 究 概 要	
1、開催日時	2024 年 1 月 19 日 20 日
2、開催場所	三鷹市民共同センター (東京都三鷹市下連雀 4-17-23)
3、主催者	NPO 法人 多摩住民自治研究所
4、講師	目黒重夫 元府中市議 石山雄貴 鳥取大学准教授 菊池稔 名寄市立大学講師
5、研修概要	◎第 1 講 議員・市民が財政を学ぶ意義 ◎第 2 講 財政収支はどうなっているか？ ◎第 3 講 歳入の仕組み ◎第 4 講 歳出の仕組みを考える①性質別歳出 ◎第 5 講 歳出の仕組みを考える②目的別歳出

◎第6講 指標を用いた振り返り

◎第7講 グループワーク および まとめ

財政収支はどうなっているか？

○財政を分析する主な手法

① 経年比較 (主に決算カード、財政状況資料集)

- ・どういった傾向の中に今があるのか
- ・今後どういった傾向が想定されるのか

② 類似団体比較 (主に類似団体比較カード、財政状況資料集)

- ・周りと比較して我がまちはどうなっているのか

類似団体：政令指定都市、中核市、施行時特例市、特別区、その他の一般市、町村に区分、その他の一般市と町村は、人口と産業構造に応じ、一般市を16類型に、町村を15類型に区分

- ・ただし類似団体平均値はあくまで平均値であり、目指すべき姿・あるべき姿ではない。

・実質単年度収支

基本的に実質収支が赤字になる予算は組まない

- 赤字にならないように基金から「やりくり」をする

自治体の財政では基金からの取り崩し：歳入に加えられる

への繰り入れ：歳出に加えられる

基金を含めた実質的な自治体がお金が増えたり減ったりしていないものの、基金のお金の出し入れは、一般会計(自治体のおさいふ)の歳入(黒字の要素)、歳出(赤字の要素)として考える

- 実質収支や単年度収支が黒字なのは、基金を取り崩した歳入があるから？

単年度収支から実質的な黒字要素を加え、赤字要素を差し引いた額＝実質単年度収支

- なぜ実質収支が黒字なのかへの着目へ

歳入のしくみ(分析表2、3、4)

○歳入の大まかな見方(p.33)

- ・一般財源等と特定財源

一般財源等：自由に使えるお金 特定財源：利用目的が決められたお金

○地方交付税制度を知る

□基礎編

・地方交付税は、本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税」(固有財源)という性格をもっています。(総務省HP)

→地方交付税の役割はシビルミニマムと再配分(自治体間の財源不均衡の是正)

基準財政需要額総額とは、

- ① 標準的条件における架空の地方団体(人口10万人)における人口一人当たり(道路1キロあたり、学校1校あたりなど)の経費を算定項目ごとに計算(単位費用)
- ② その単位費用に我がまちな人口(道路の長さ、学校数)(測定単位)を掛け、その自治体の自然状況などに基づく補正(補正係数)をかける
- ③ 項目ごとに算出した額を積み上げたもの

○トップランナー方式の開始

トップランナー方式：インセンティブ改革の一つとして交付税の算定において、合理化を進め、経費を削減した自治体の経費水準を反映させる（つまり、これまで直営を前提に基準財政需要額算定における標準的な費用（単位費用）を計算していたが、一部事業については、指定管理者制度や民間委託の利用を前提に安くなった費用を計上する）

・需要額で算定されている学校用務員事務や本庁舎夜間警備等の業務について、民間委託等が進んでいる自治体の経費水準を単位費用に反映

→地方交付税法第 2 条との矛盾（標準的な施設は直営だが、効率化のトップランナーの経費水準によって算定することの矛盾）

○財政力指数(p.40-41)

・地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値

・財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源（基準財政収入額に入っていない地方税等 25%分）が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

○地方債の論点(p.43-44)

・自治体の責任で行う借金

・インフラや公共施設整備等のストック財を整備するために使用目的を決めて起債し、基本的に赤字だから借金するわけではない

・重要なポイントは地方債の返済＝公債費は一般財源等が充てられること＝財政を圧迫する

・地方交付税で措置する地方債とは

→基準財政需要額に上乗せすることで、「地方交付税で措置」

○判断が分かれる臨時財政対策債

臨時財政対策債

国が地方自治体に交付する地方交付税の財源不足に対処するため、その不足する金額（発行可能額）の範囲内で、一旦地方自治体で借金をしてまかなっておく地方債

発行可能額に対して、後年、基準財政需要額に盛り込み交付税措置（実際に発行した額ではなく発行可能額に対し措置されることがポイント、つまり起債してもしなくても措置される額是一緒）

→発行すればその年の一般財源等を賄うことができるが、発行を抑えれば後年、発行額以上の基準財政需要額が措置されるため、将来、一般財源等の余裕ができる

・交付税で措置されるので「実質的な地方交付税」とも呼ばれるが、一方で自治体の責任で行う「借金」

・人口減少によって各行政項目の基準財政需要額（個別算定経費や包括算定経費）が減少すれば、交付税措置したとしても地方交付税の交付金額は純増することにはならない不安定さ

→臨時財政対策債分の基準財政需要額が上乗せされても、基準財政需要額（個別算定経費や包括算定経費）

5、まとめ

それぞれの自治体の決算カードを駆使して、経年的にデータを比較分析をすることを実践で、行った。議員経験者である目黒氏から実体験なども交えて、用意した本市の決算カードから数字を拾い出し、経年の表にすること、つまり分析シートをつくることで、特徴や問題点が見えてきた。

宇都宮市の財政運営の特徴や歳入構造を理解し、歳出においては首長の重点施策を色濃く反映することから、公約に基づき市政運営を行ってきたかをチェックできる。その基礎資料をどのように手に入れるのか、また、分析方法について実践的に学ぶことが出来た。基本に立ちかえて、じっくり学ぶことが出来た。3月議会の予算分析に大いに役立ち、質問に生かすことが出来た。